

焼津市農業委員会 1 月総会議事録

1 日時

令和 7 年 1 月 1 7 日（金）午後 2 時 00 分 ～ 午後 3 時 30 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	杢村 輝夫	○	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	×	1 1	村松 正二	×	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 杉村達哉 主査 高橋雅代 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第 4 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

第 6 号 焼津市地域計画策定に係る意見徴収について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>17 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
議長	ただ今から令和 7 年 1 月総会を開会します。 初めに、本日の議事録署名人を指名します。 3 番、山下早苗委員、13 番、梅原利浩委員両名にお願いします。 それでは、報告事項から始めます。 報告第 1 号から報告第 4 号までを、一括して議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	【報告第 1 号から報告第 4 号までを朗読】
議長	質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 4 号までを承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 4 号までは、承認することに決定しました。 続きまして、議事に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の番号 23 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 23 を朗読後、説明】 申請地の場所は、栃山川一色大橋より南へ約 750 m に位置している第 3 種に該当する農地です。 譲渡人は、市内に住んでおりますが、自宅から離れていることから耕作ができず、現在、休耕地となっています。譲受人は現在、両親とともに水稻を行っていますが、申請地は畑であり、栗やみかんを栽培したいとのことで譲渡人と売買の合意が得られたため、今般の申請に及んだものであります。 譲受人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 16 番	ただいま事務局から説明があったとおりです。 1 月 5 日に地区委員全員で現地調査を行いました。現場は、アップダウンがある土地であり、写真の奥のほうが低くなって傾斜のある土地であり、かつ変形な土地であります。 農機具の保有状況にも問題はなく、譲受人は若いですが、父の経

	営の手伝いもしている状況であります。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第１号の番号２３を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第１号、番号２３は許可することに決定しました。 次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可について」の番号４を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第２号、番号４を朗読後、説明】 申請地は、東益津中学校より西に約１００mに位置している第３種に該当する農地です。 本件は、石脇上の農地について近隣住民から要望があり、貸駐車場、自治会のゴミ置場として利用するために転用したいという申請であります。貸駐車場は８台分であります。 申請地の北側及び西側は畑、東側は宅地、南側は水路であります。審査したところ、本案件は、第３種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。 駐車場の契約者は近隣住民であり、転用面積は適正であります。また周辺農地は申請者の農地であり影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 なお、既に現場は着工済であることから、始末書の提出をしていただきました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 １０番	事務局からの説明のとおりです。 １月７日に現地調査を行いました。 現地は数年前から駐車場に無断で転用されてしまっておりましたが、今回農地法の申請が提出されました。 周りの農地に与える影響も軽微であります。 また、駐車場の利用者名簿の提出があり、需要が分かることや、始末書の提出もあります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。

	議案第２号、番号４を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第２号、番号４を許可することに決定しました。 次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可について」の番号３７を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第３号、番号３７を朗読後、説明】 申請地は、東名焼津インターチェンジより北へ約８５０ｍに位置している第３種に該当する農地です。 本件は、方ノ上の農地について、太陽光発電敷地として利用するために転用したいという申請であります。 譲渡人は市外に在住のため、申請地の近隣に居住する方に利用権を設定し、一昨年まで耕作をしてもらっていましたが、昨年、解除されています。 また譲受人は、太陽光発電事業を行う法人であります。事業を行う適地を探していたところ、申請地は日照条件が良好であり、譲渡人においては耕作が難しいことから本計画に同意し、今般の申請に及んだものであります。 申請地の北側及び南側は水路、東側は宅地及び田、西側は田であります。 審査したところ、本案件は、第３種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。 転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 １０番	事務局からの説明のとおりです。 スライドの写真のとおり、一昨年から耕作がされておらず荒れた農地となっております。 パネルの設置は１９２枚となっております。 排水計画も含め、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と考えます。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第３号、番号３７を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第３号、番号３７を許可することに決定し

	ました。 次に、議案第３号、番号３８を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第３号、番号３８を朗読後、説明】 申請地は、東益津中学校より西に約１００mに位置している第３種に該当する農地です。先ほどの第２号議案で挙げられた農地の隣接地となります。 本件は、石脇上の農地について、太陽光発電敷地として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、太陽光発電事業を行う法人であります。事業を行う適地を探していたところ、申請地は日照条件が良好であり、譲渡人においては高齢で耕作が難しいことから本計画に同意し、今般の申請に及んだものであります。 申請地の北側及び南側は水路、東側及び西側は宅地であります。 審査したところ、本案件は、第３種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。 転用面積は適正で、周辺の農地は南側に申請者の畑が残りますが、申請地外周に壁を設置するため、影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 １０番	事務局からの説明のとおりです。 手前が第２号議案で申請のあった駐車場部分で、本申請は奥の部分の申請となります。９９９㎡が太陽光発電事業の敷地であり、駐車場部分との間には畑が残る形となります。 現在土が盛られている状態ですが、今回の転用の工事とともに、畑が整地される予定です。 周辺農地に与える影響も軽微であることから、許可相当と考えます。 皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第３号、番号３８を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第３号、番号３８を許可することに決定しました。 次に、議案第３号、番号３９を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第３号、番号３９を朗読後、説明】 申請地は、駿河西病院より北へ約３００mに位置している第３種

	に該当する農地です。 本件は、中新田の農地について、分家住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、現在東京都内に住んでおりますが、リモートワークがメインとなり、週1回程度の東京への通勤となること、また子育ての観点から実家近くに居を構えたいとのことから、使用貸人の了解を得て、今般の申請に及んだものです。 申請地の北側及び東側は田、南側及び西側は道路であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。 北側及び東側の農地は使用貸人が所有する農地であり、申請地外周に壁を設置するため、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 2番	事務局から詳しく説明のあったとおりとなります。 東京に住んでいる子の成長に伴い、実家の近くに住宅を建てたいという申請となります。 12月28日に地区委員で現地調査を行いました。道路と、父の所有する田に囲まれた土地であり、周りに与える影響も軽微です。現地調査ならびに地区審査では許可相当としました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号39を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号39を許可することに決定しました。 次に、議案第3号、番号40を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号40を朗読後、説明】 申請地は、大住の大井神社より南に約50m、ゴルフ場リンクスより南西に約300mに位置している農用地区域内農地、いわゆる青地農地です。 本件は、大住の農地について、公共工事用資材置場として一時転用するために転用したいという申請であります。 工事の内容としましては、焼津市上下水道部が実施する地震災害に耐えうる上水道管の更新工事で、期間は令和7年1月から4月までとなっており、その工事のための資材置場が必要とのことであり

	ます。 審査したところ、本案件は、農用地区域内農地の不許可の例外規定の「一時転用」に該当する案件であり、転用期間は許可日から令和7年5月30日までと短く、例外規定の適用の範囲内です。 現在、申請地の一部の農地については利用権が設定されていますが、利用権者の同意書も添付されています。 また、農地復元計画書により一時転用後に農地に復元する確実性もあることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします
議長	それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 2番	事務局から詳しい説明のあったとおりです。 一時的な転用ではありますが、現在登録されている利用権者の承諾も取れています。施工期間も3か月程度であり、今年の耕作の時期にも間に合うよう復元もされる見込みです。 12月28日に現地調査を行いました。周りの農地に与える影響は軽微であることから、許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号40を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号40を許可することに決定しました。 次に、議案第3号、番号41を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号41を朗読後、説明】 申請地の場所は、栃山川一色大橋より南へ約750mに位置している第3種農地です。 本件は、下小杉の農地について、資材置場として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、現在市内で一般土木建設業を営んでおり、上小杉に工事用の資材や重機等の資材置場を賃借していますが、地主より、買主が現れたら契約を解除する旨の話が来ており、今後も安定的に事業を行っていくため、自己所有地での資材置場を探していたところ、譲渡人の承諾を得られたことから、今般の申請となったものです。 申請地の北側は宅地、東側は畑及び雑種地、南側は畑及び宅地、西側は道路及び畑であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。

	転用面積は適正であり、隣接する農地との境界にはブロック壁を設置するため、影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 16番	事務局からの説明のとおり、資材置場敷地の申請であります。 1月5日に現地調査を行いました。写真を見ると垣根があり、その中に果樹が植わっています。 周りに農地がありますが、擁壁を設置し、被害防除措置を行うことから、農業上の影響も軽微であると考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号41を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号41を許可することに決定しました。 次に、議案第3号、番号42を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号42を朗読後、説明】 申請地は、大井川西小学校より西へ約100mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、上泉の農地について、分家住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。 申請人においては、現在夫は市外の共同住宅に単身赴任しており、妻は実家に居住していますが、子供の成長に伴い実家が狭小となり転居先を探していたところ、使用貸人の了解を得られたことから、今般の申請に及んだものです。 申請地の北側及び東側は田、南側及び西側は水路であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。 申請地に接する農地は、使用貸人が所有する農地であり、外周にコンクリートブロック壁を設置するため、影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 なお、使用貸人が所有する隣接の田については、畑への利用目的変更届が提出されております。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。

地区委員 3 番	事務局からの説明のとおりです。 1 月 7 日に現地調査を行いました。周りへの影響ありません。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第 3 号、番号 4 2 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 3 号、番号 4 2 を許可することに決定しました。 次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 4 号を説明】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第 4 号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。 本議案に関係する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。 【退室】 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 5 号を説明】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第 5 号を原案のとおり、計画を策定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 5 号を承認することに決定しました。 それでは、退席されていた委員の入室を認めます。 【入室】 次に、議案第 6 号「焼津市地域計画策定に係る意見聴取について」を審議します。 それでは、市農政課の説明を求めます。

市農政課	【議案第 6 号を説明】 地域計画の策定のため、関係機関への意見聴取が必要になることから今回議題に挙げさせていただきました。 静浜地区をモデル地区として、令和 4 年度から協議を開始させていただき、令和 5 年度は焼津地区及び豊田地区、小川地区、和田地区、吉永地区、そして令和 6 年度は、東益津地区、大富地区、相川地区を対象に協議をさせていただきました。 協議をもとに作成した資料はお手元にある資料のとおりであります。 主な今後の計画内容は、①農地の大区画化、水管理システムの導入、②スマート農業の導入支援③農作業委託の促進が主なものであります。 翌年度以降についても同様に話し合いを重ね、地域計画を見直していく予定であります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。 それでは、質疑を許します。質疑はありませんか。
地区委員 18 番	この計画について、時間をもらい、担当地区委員の中で確認してから審議することは可能か。
市農政課	この案につきましては、地区ごとに協議会を設け、各地区の農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員や、県、J A、事務局職員も加わり計画を策定し、了承を受けたものとなっています。 また、来年度以降も毎年計画の見直しをしていくこととなっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
地区委員 18 番	わかりました。
議長	そのほかに質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 6 号を原案のとおり、計画を策定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 6 号を承認することに決定しました。 以上をもちまして、令和 7 年 1 月総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。